

みいな



みんなで いっしょに なかよく

2008. 6. 20
VOL.12

那須塩原市男女共同参画推進条例

6つの基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣習についての配慮
- ③ 方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 國際社会の動向を踏まえた取り組み

困った!? でも大丈夫!!

病後児保育があります

友里かご保育園(豊浦)☎ 62-1116



私立認可保育園

月～金 8:00～17:00 日額 2,000円
(市への登録、診療情報提供書が必要です)



月～金 8:30～17:30 日額 2,000円
(市への登録、診療情報提供書が必要です)

子ども館くれよん(五軒町)☎ 46-6011



民間育児施設

月～土 8:00～18:00

※ 金額については、上記にお問い合わせください。

病後時保育

保育園等に通っている乳幼児が病気回復期にあり、集団保育や家庭での保育が出来ない期間、その乳幼児を一時的に預かりするものです。市内には3ヶ所あり、各施設には看護師が毎日待機しています。



お気軽に
どうぞ!!

女性の再就職・起業相談【要予約・託児有り】

『働きたいけど何から始めたらいいの?』『子育てと両立するにはどうしたらいいの?』『就職に向けてスキルアップしたい!』『私にも起業できるかな?』など、お気軽にご相談ください。

- ▼会場・期日 ・子育て相談センター 7/8、8/12、9/9 (毎月第2火曜日)
・西那須野保健センター 6/23、7/28、8/25、9/22 (毎月第4月曜日)
- ▼時間 10:00～12:00 (午前中のみ)
- ▼予約・問い合わせ先 ☎ 028(610)7388 (土日祝日は除く)



すすめよう

農業・農村男女共同参画～パートナーシップで築く明るい農村～…… P2～P3

女性団体連絡協議会／男女共同参画週間／女性の人才リスト登録者募集…… P4

すすめよう

農業・農村



共同参画

~パートナーシップで築く明るい農村~

人見さん一家は、『家族経営協定』を結んでいます。

主人見さん夫婦と娘さん夫婦の4人で役割分担をし、それぞれが責任と意欲を持って仕事をしています。起業家でもある人見さんは、酪農と酪農体験ができる施設を経営しています。どのように経営しているのでしょうか。



人見みの子さん(戸田)



家族構成: 義理の母、夫、みの子さん、娘、娘の夫、孫(高2、中3、中1)



「家族のルールは、義父の思いから」

家族経営協定を結んだのは、昭和48年でした。家族でルールを作ろうと言い始めたのは、義理の父親です。家族内のお金の配分で苦労していた義理の父。自分が辛かったから、息子や嫁にもそんな思いをして欲しくないという想いで、家族で話し合ったのが始まりでした。



「家族は経営体」

農業は、家族単位で営む農家が大半で我が家もその1つです。そのためか、改まって家族で話し合わなくても分かっているはず、分かっているだろうと経営と家族生活の境目が明確ではありません。そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。農業は生産企業だと思います。1人1人が責任と行動力を持ち、気持ち良く仕事をしていくために、報酬や労働時間、役割分担など、家族全員で話し合い文章化することにしました。

「みんなで分担、協力するが口不出さない」

経営主は私であり、酪農と体験館、環境整備などの全体的責任と家族のまとめ役をしています。夫は育成牛の管理と環境整備の責任者、娘は体験館の経理と体験食品担当責任者、娘の夫は乳牛管理作業全般責任者とし、農作業は全員で行います。互いの立場を理解し、各々の仕事に協力はしますが、口は出しません。そして仕事に見合った給料をもらえることは、農業の楽しさを知り、生きがいとなっています。このことが経営の向上と後継者不足の解消にもつながればいいなと思います。



乳しおり体験などができる体験館
「TRY TRY TRY」

「本当のパートナー」

本当のパートナーとは、経営者と対等な立場で、経営者と一体的に参画できることだと思います。それには、男性の理解も大切です。そして女性も、都合の良いときだけ男女共同参画と権利だけ主張せず、社会的責任も果たしていくことが大切だと思います。

*** 取材を終えて ***

家族経営協定は、みの子さんが言う「みんなが気持ちよく働ける！」ためのルール作りなんだなと思いました。みんなが自由に話せる環境の中、夜のミーティングでお孫さんも自分の意見を発言すること。また、3人のお孫さんにもトイレ掃除、洗濯物たたみ、食器運びなどの仕事が順番であります。家族全員で協力して、絆の強さを感じました。

- 酪農、稻作、野菜・果物栽培など、那須塩原市には様々な農業があり、特に、本市の生乳の生産量は本州一です。
- 市では、農業分野を豊かで活力あるものにするため、「農業・農村の男女共同参画ビジョン」を定めています。

那須塩原市の農業・農村男女共同参画ビジョンとは?

* 4つの基本目標 *

1 男女がお互いに認め合い、協力し、力を發揮しよう

- 組織活動や各種講演会、研修会に参加しよう
- 慣習やしきたりを見直し、住みよい社会をつくろう



2 パートナーシップにより魅力ある農業を経営しよう

- 家事・育児・介護はみんなで協力しよう
- 農業経営の位置づけを明確化するため、**家族経営協定を結ぼう**など



※家族経営協定：家族が農業経営や暮らし方について、話し合って決めたことを文章化したものが家族経営協定です。

3 女性自らが行動をおこし、様々な活動に参画しよう

- 地域の様々な活動の企画や方針決定の場へ参画できるようにしよう
- 女性起業家の経営能力を高めようなど



4 男女が共に活躍できる豊かで活力ある農村社会をつくろう

- 地域活動の活性化を図ろう
- 地産地消や食育を推進しよう
- 子ども達が農村の自然や文化等に触れる機会を多く持ち、体験学習や食と農の教育を推進しようなど



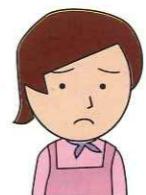
実現に向けた推進目標値(那須塩原市)

	16年度末	19年度末	22年度(目標)
家族経営協定締結者数	131	183	275
女性の認定農業者数	13	目標達成 27	20
女性農業指導士数	5	5	8
女性農業委員数	2	2	3
農業関連女性起業数	3	3	5



農業経営の問題点は?

農業は休みや労働時間のけじめがない。



指示されるだけでなく、仕事を任せて欲しい。



どんぶり勘定じゃなくて、働きに見合った報酬が欲しい!

決定権はすべて経営主にある。

家族みんなで農業の経営と生活についてのルールを決め、あなたと家族に合う協定をつくり、家族全員が納得した経営をすることで問題を解決しましょう。

家族経営協定を結んだ結果

- ★経営主……………「一人で責任を背負わず、相談できるようになり、気が楽になった」
- ★経営主の配偶者の声…「農業経営の役割分担がはっきりした」「家事・育児・介護にも家族の理解と協力があつて嬉しい」
- ★後継者の声……………「仕事にやりがいが出てきた」「報酬があると励みになる」

まずは、家族で話し合うことが大切です。

さらに躍進をめざす 市女性団体連絡協議会

4月25日、平成20年度総会が開かれました。今まで以上に男女共同参画社会の実現を目指す「女性団体連絡協議会」ですが、歴史ある名称を改め、女性団体だけでなく活動に賛同してくれるいろいろな団体の加入を勧めていく議案が盛り込まれ、可決しました。来年までに、「女(ひと)と男(ひと)のハーモニーを大切にする」、そんな意味を持った名称を検討していくとのこと。さらに躍進していくという気持ちのこもった総会でした。



6月23日～29日は、男女共同参画週間です！



「家族全員で協力して家事をしていますか？」 「1人だけに負担がかかっていませんか？」この週間を機に、日頃の生活を見直してみませんか？

とちぎ県民のつどい

県では、男女共同参画週間にあわせ、「とちぎ県民のつどい」を開催します。

日 時：6月29日(日) 場 所：とちぎ男女共同参画センター「パルティ」

10:00～ ワークショップ

13:00～ 記念式典

13:30～ 講演「人生100年すべての人に居場所と出番を」

講師 評論家、NPO「高齢社会をよくする女性の会」

理事長 樋口 恵子

※ 講演は申込みが必要です。申込み先：とちぎ男女共同参画財団 028(665)7706

女性人材リスト登録者募集！

市では、各分野で活動している女性の情報を収集し、市の政策・方針決定の場となる各種審議会等委員への女性の登用を進め、意見を反映するため、人材リストを作成します。自薦他薦は問いませんので、みなさんからの情報提供をお待ちしています。

※ 登録した情報の利用は、市役所内部に限られます。
登録対象者：市内に居住または勤務する満20歳

以上の女性で、次のいずれかの要件を満たす方

①各種分野で、専門的知識、技術等を有する方

②各種分野で、十分な活動実績がある方または

将来の活躍が見込まれる方

申込み方法：登録届に記入の上、市民協働推進課までお届けください。(FAX、郵送、メールでも可)

男女共同参画についての市の施策に関する意見を受けます。

市では、条例に基づき、市が行う男女共同参画の推進に関する施策について、意見の申出を受けます。

申出者：市内に住所を有するまたは通勤している方、市内に住所を有する事業者や団体
申出方法：「意見申出書」に必要事項を記入し、市民協働推進課へ提出してください。

※ 申出書・登録届は、ホームページからダウンロードできます。

意見、登録等の申込み・問い合わせ先

企画部 市民協働推進課 男女共同参画係

〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2

TEL 62-7019 FAX 62-7220

伊吹 櫻井
桂子 俊祐
白井 近左
優子 剛文

ご意見、ご感想をお待ち
しております。

新人編集委員です。初めの取材や編集会議。参加して改めて、男女共同参画に対するの私自身の意識の低さを感じました。家庭がそれに責任を負うか？疑問です。自信を持つて意欲的に仕事をしていいく。そのためにはよく話し合い、お互いをよく理解し合う。とても大切なことであると思いました。しかし、このよく話し合ふ：ということ。自分自身、努力をしているのだろうか？私は「イエス」と答えられる人はどの位いるでしょうか？。みなさんはいかがですか？。全体で、一人一人がよく話し合い理解し合う、お互いに歩み寄る：。住みよい社会を作るためには、改めて必要なことだと思いました。

編集後記